

北の暮らし

一般社団法人 北海道消費者協会

札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館西棟 TEL(011)221-4217
http://www.syouhisya.or.jp/



令和元年度第2回消費者運動代表者会議
.....2、3

ガソリンの携行容器販売で身元確認 ...4

賛助会員の皆さんと意見交換会 ...4

消費者ホットライン1884

新職員紹介4

三笠、江別、北見、岩見沢協会が50周年式典
.....5

ジャンプ式折りたたみ傘の事故に注意 ...6、7

車の買取額が減額に8

覚えのない宝くじに当せん?!8



第2回消費者運動代表者会議
(記事は2～3ページ)

未来を奪う者はだれか

アメリカの有人宇宙船アポロ11号が月面に着陸したのは50年前、1969年です。人間が初めて月に降り立った歴史的な瞬間を伝えるテレビ中継にくぎ付けになりながら、科学技術の進歩と、無限の可能性を秘めた人類の未来を思い興奮したものです。

あれから半世紀。人類は今、地球は有限であるという現実に向き合っています。今年9月、国連の気候行動サミットで、スウェーデンの16歳の環境活動家グレタ・トゥーンベリさんが行ったスピーチが世界に衝撃を与えました。

グレタさんは「あなた方は私の夢を奪い去りました。我々は大量絶滅の始まりにいるのです。なのに、あなた方が話すことはお金のことや永遠に続く経済成長というおとぎ話ばかり。よくも目をそらし続けたものですね」と、各国の指導者を痛烈に批判しました。

グレタさんは昨年、二酸化炭素の排出量を削減することを訴え、授業を休んで国会前に座り込む「学校ストライキ」をたった一人で始めました。その運動はFridays for Future(未来のための金曜日)として広がり、毎週金曜日に世界各国で10代の若者たちを中心とした抗議行動が続いています。

彼らにとって、50年後の地球を想像することは苦痛なのです。その彼らの未来を奪おうとしているのは、私たちが享受してきた「便利で豊かなくらし」です。科学技術はこの難しい課題を解決できるのか。それは時間との闘いでもあります。



買い物かご

**会員募集中！申し込みは
お近くの消費者協会へ**

協会名

令和元年度 第2回消費者運動代表者会議

（一社）北海道消費者協会（畠山京子会長）は11月12日、札幌市内で令和元年度第2回消費者運動代表者会議を開きました。37協会43人の参加があり、9月12日に札幌市内で開催した第56回北海道消費者大会の参加者アンケート結果の報告のほか、最近の消費者問題として「IR誘致問題」と「ゲノム編集食品の販売解禁」に関する説明がありました。議事終了後の学習会では、内閣官房アイヌ総合政策室北海道分室企画官の日野勉氏が「民族共生象徴空間（ウポポイ）開設について」をテーマに講演しました。

開催に当たり畠山会長は、10月1日に解禁されたゲノム編集食品の販売について「消費者団体が求めている安全性の審査、表示については任意となり、大変残念な結果となった」と強調。また、同じく10月1日に施行された「食品ロス削減推進法」に基づき、協会として10月の強化月間に併せてパネル展を実施したことを報告しました。

北海道消費者大会アンケート結果

アンケート結果は、第56回大会の基調講演について「大変良かった」「良かった」を合わせ90.3%で、参加者からは「SDGsの理解が深まった」などの声が寄せられました。また、パネルディスカッションに関しては「大

変良かった」「良かった」を合わせると81.5%で、「若い人たちが頑張っていて感心した」などの意見が寄せられました。



大会内容が今後の地域活動に役立つ内容だったかどうかについては、「大変参考になった」「参考になった」を合わせると91.1%となり、「他の協会がどんな活動をしているのか参考になった」などの意見があった一方、「もっと消費者としての話題を取り上げるべき」など改善を求める声も寄せられました。

次回大会への参加については「ぜひ参加したい」「できるだけ参加したい」を合わせると86.3%で、「聞くことによる気付きがあり刺激になる」との声が寄せられました。一方、今後の大会のあり方に関し、「参加人数が少ないように感じた。会員以外に対してのPRの工夫が必要」「活発な意見交換の努力が必要」と改善を求める声のほか、大会テーマについては「消費者協会の活動の参考になること」との意見が寄せられました。

次回の第57回大会は、令和2年9月11日に札幌市内かでの2・7で開催予定です。

最近の消費者問題

最近の消費者問題として、「IR誘致問題」と「ゲノム編集食品の販売解禁」について説明がありました。

・IR誘致問題～年内に知事が是非を判断へ

カジノを中心とする統合型リゾート（IR）誘致の是非をめぐるっては、誘致に名乗りをあげている苫小牧市において、10月28日に市議会が「IR誘致を推進する決議案」を賛成多数で可決する一方、市民団体「IR誘致の住民投票をめざす会」が年明けにIR誘致の賛

否を問う住民投票を目指して署名活動を始めると発表するなど、動きが活発化しています。

IRが開設された場合、道は年間来場者を最大860万人、全体の売上高が1560億円、税収効果は年234億円と試算。一方、ギャンブル依存症の増加や治安の悪化、自然環境への悪影響などが懸念されています。鈴木直道知事は道民世論や道議会の動向を踏まえ、年内に誘致の是非を判断するとしており、今後の動向が注目されます。

・ゲノム編集食品の販売～10月解禁

「ゲノム編集技術応用食品」（ゲノム編集食

品)の販売が10月から解禁されました。厚生労働省は、外部の遺伝子を組み込んだものは規制の対象としていますが、もともとある遺伝子の機能を失わせただけのものは自然界の突然変異でも起きるので遺伝子組み換え食品に当たらず、安全性審査の対象外とし、消費者庁は表示について事業者の自主的な情報開示を求めています。

質疑応答

I R誘致問題で苫小牧消費者協会の伴辺久子副会長は「山内会長が理事会で協会としての取り組みを提案したが、全体の賛同が得られず、個々で反対活動をしている」と地域協会としての実状を説明。住民投票の実現を目指す市民運動などの動き、市議会における誘致推進の決議案可決なども紹介しながら「協会としても苦しい立場であり、どちらに転んでも苦しいのは市民だと思う」と話しました。

出席者からは「数年前までは商工会議所を中心に名乗りをあげていたが、市長の交代により話は消滅した。ただ、賛成するにも反対するにもカジノ、I Rのことをよく知らない判断できないと思う」「理事に対してアンケートを実施したが、賛成、反対が半々だった」との声が寄せられました。

佐藤秀臣議長は「午前中の理事会でI Rについて意見交換したが、賛成、反対の意見があり、協会として意思統一するのは難しいのではないかと説明しました。

学習会

**「民族共生象徴空間(ウポポイ)開設について」
内閣官房アイヌ総合政策室北海道分室企画官**

日野 勉 氏

アイヌ文化復興等のナショナルセンターとして、来年4月24日に胆振管内白老町のポロト湖畔に民族共生象徴空間(ウポポイ)がオープンします。中核施設となる国立アイヌ民族博物館と国立民族共生公園では、アイヌの歴史や伝統・文化の継承とともに、古式舞踊の観賞や伝統工芸品の製作体験などを通して多くの人にアイヌ民族とその文化に対する理

解を進めてもらう施設などとして開設されます。

日野氏は、アイヌ民族が独自の文化や宗教観、言語を持つ日本の先住民族であり、アイヌ政策の歴史や今年成立したアイヌ施策推進法に基づく取り組みなどを解説。関東以北で初の国立博物館の施設概要や公園内に整備される体験交流ホール、東側の高台に設置した慰霊施設などについて紹介した上で、「アイヌ文化の復興と普及に関心を持ってほしい」と呼び掛けました。



くらしのセミナーにご参加を!

北海道立消費生活センターは、令和元年度最後の公開講座「くらしのセミナー」を12月11日午後1時から、同センター「くらしの教室」(札幌市中央区北3西7)で開催します。気象予報士・北海道防災教育アドバイザーの住友静恵さんが「身近に迫る災害の危険〜いざという時に困らないためのテクニック」をテーマに講義を行います。受講料無料。道民カレッジ連携講座。問い合わせ、申し込みは教育啓発グループ(☎011-221-0110)へ。

「消費生活基本計画(素案)」

「消費生活条例施行規則」改正で意見募集

道は策定中の「第3次北海道消費生活基本計画」(素案)、及び「北海道消費生活条例施行規則」の改正(素案)に対する意見を募集中。12月25日締め切り。

素案等は、道のホームページ(環境生活部くらし安全局消費者安全課)や道庁同課、道庁別館3階行政情報センター、各総合振興局・振興局(石狩振興局を除く)の行政情報コーナーなどでも閲覧できます。

意見の提出は、〒060-8588 札幌市中央区北3西6 北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課へ送付するか、FAX011-232-3640、メールでも受け付けています。

kansei.shouan1@pref.hokkaido.lg.jp

ガソリン携行販売に身元確認



総務省消防庁は、ガソリンスタンド（GS）が携行容器にガソリンを詰めて販売する際、運転免許証などによる購入者の身元確認を義務付けることを決めました。

今年7月に京都市のアニメ制作会社「京都アニメーション」で発生した放火殺人事件を受けたもので、同様の事案発生の未然防止と規制強化策として関係省令が改正されます。

主な内容は、ガソリンの適正な使用を徹底するため、GSに対して、携行容器によるガソリン購入者への身分証の確認と使用目的の確認、販売記録の作成を義務付けます。

現在、省令改正の準備を進めており、早ければ来年2月1日にも施行される予定です。

消費増税の対応や影響は？

賛助会員と意見交換

日ごろから北海道消費者協会の活動にご支援いただいている賛助会員の皆さんとの意見交換会を10月25日に開催しました。

参加者は8団体8人。主なテーマを「消費税増税への対応について」とし近況報告もかねて発言いただきました。

増税への対応などについては「食品はお持ち帰りか否かで税率が変わるが、店内飲食の人を見つけて10%くれとはいえない」「セミナー等のプログラムを作る際、以前は税込み価格を記載していたが、今回は税抜き価格とした。上期と下期で税額が変わることになり、



和やかに懇談した意見交換会

受講生にはきめ細かく説明をし、理解を求めた。ただ、上期と下期をまたぐ事業の対応には困った」「酪農家は食品を扱っているわけではないので税率は10%だが、6次産業化に取り組んでいる酪農家の場合はどうなるのか」など、混乱の様子うかがえました。

このほか豚コレラの発生状況に関する情報提供や食品ロス削減などの話題にも及び、有意義な意見交換となりました。

ご存知ですか？

消費者ホットライン188（いやや!）

消費者ホットライン188（局番なし）は、お近くの消費生活センター等の消費生活相談窓口を案内するものです。

悪質商法の被害などの消費者トラブルや、「台風で雨漏りし修理してもらったがさらにひどくなった」「市役所の者だと名乗る人が自宅に來訪し義援金を求められた」など災害に関するトラブルで、困った時にはどこからでもつながる消費者ホットライン「188（いやや!）」に相談しましょう。



消費者庁 消費者ホットライン188イメージキャラクター「イヤヤン」

新職員紹介

総務・組織連携グループ ^{ししど} 完戸雅美

「北のくらし」「きらめっく」の編集業務のほか、各種事業の担当などを行っています。「完戸」と書いて「ししど」と読みます。専門紙



と地方紙で新聞記者をしていました。まだまだ分からないことだらけですが、持ち前の好奇心で努力したいと思います。ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

祝！創立50周年 各地で記念式典

三笠消費者協会



三笠消費者協会（中沢敏男会長）は10月19日、三笠市内のホテルで創立50周年記念式典と祝賀会を執り行いました。西城賢策市長など来賓と会員合わせ51人が出席。中沢会長は、半世紀にわたり活動を支えてきた関係者に感謝の意を述べるとともに、長年、協会役員として尽力した功労者6人に感謝状を手渡しました。

江別消費者協会



江別消費者協会（塩越康晴会長）は11月9日、江別市内の市民会館で創立50周年記念式典を行いました。来賓など50人が出席。塩越会長は、半世紀にわたり協会の活動を支えてきた会員や関係者に謝意を伝えたほか、協会発足当時から会員として活動してきた3人に表彰状を手渡しました。

（一社）北見消費者協会



（一社）北見消費者協会（土田晃子会長）は11月9日、北見市内のホテルで創立50周年記念祝賀会を開きました。来賓など関係者73人が出席。この日のために制作した50年の活動を振り返る写真等が紹介されました。

また、祝賀会前には市民を対象にした記念講演会も行われ、根室市出身の落語家、三遊亭金八さんが落語を交えた講演を行いました。

岩見沢消費者協会



岩見沢消費者協会（松村亮哉会長）は11月9日、岩見沢市内のホテルで創立50周年記念式典を執り行いました。来賓、会員65人が出席。松村会長はこれまでの活動を振り返り、関係者の協力に謝意を述べました。また協会の活動に貢献した14人に感謝状を贈呈。祝賀会では市内のサークルによる大正琴の演奏などが披露され、50周年の節目を祝いました。

ジャンプ式折りたたみ傘の事故に注意

～飛び出した手元が顔や身体に衝突し重篤なけがをすることも～

国民生活センターのテスト（抜粋）

独立行政法人国民生活センターは、2008年5月にジャンプ式折りたたみ傘の危険性について注意喚起公表を行っています。その後、2013年に家庭用品品質表示法が一部改正され、ジャンプ式折りたたみ傘は「傘の開閉時及びシャフトの伸縮時には、顔や身体から離して使用する」旨を取り扱い上の注意として表示することが義務付けられました。

近年、ジャンプ式折りたたみ傘の中で、手元を収納する途中で手を放しても手元が飛び出さずに止まる機能を備えた商品も販売されるようになってきた一方、この機能を備えていない従来からの商品も販売されており、市場には両方混在している状態です。

消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースのPIO-NETには、注意喚起を行った以降もジャンプ式折りたたみ傘に関する相談が寄せられており、2014年度以降では、危害・危険情報が13件寄せられています。同

センターにも商品テスト依頼が3件寄せられ、そのうち2件は治療に1カ月以上を要する事例でした。

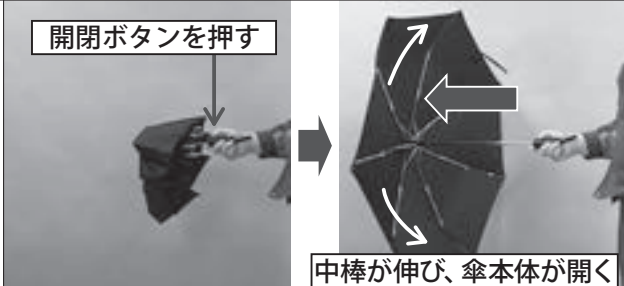
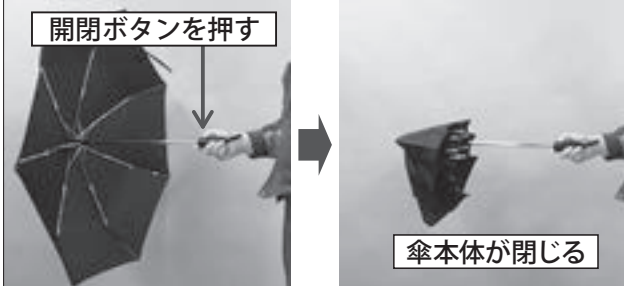

そこで、ジャンプ式折りたたみ傘について、使用実態を調査するとともに、ジャンプ式折りたたみ傘の特性及び危険性をテストし、消費者への情報提供することとしました。

ジャンプ式折りたたみ傘について

ジャンプ式折りたたみ傘は、折りたたんだ状態から手元の開閉ボタンを操作することで傘本体が開くとともに中棒が伸び、傘本体が開いた状態から再度開閉ボタンを押すと傘本体が閉じます。手元を収納する際は、傘本体及び手元を持ち、手の力で押し縮めて収納します。

中棒にはバネが内蔵されており、押し縮められたバネが伸びようとする力で傘本体を開いたり中棒を伸ばす仕組みとなっています。

ジャンプ式折りたたみ傘の使用方法

傘を開く	 <p>開閉ボタンを押す</p> <p>中棒が伸び、傘本体が開く</p>	<p>開閉ボタンを押すとバネの力で中棒が伸び、同時に傘本体が開く。</p>
傘を閉じる	 <p>開閉ボタンを押す</p> <p>傘本体が閉じる</p>	<p>開閉ボタンを押す。傘本体が閉じる。</p>
手元を収納	 <p>手元を収納</p>	<p>傘本体と手元を持ち、「カチッ」と音が鳴るまで中棒を押し縮めて収納する。</p>

そのため、手元を収納する途中で手を放すと、縮められたバネの力で手元が飛び出し、顔や身体に衝突しけがをする危険性があります。

なお、家庭用品品質表示法の雑貨工業品品質表示規程では、「傘の開閉時及びシャフト（中棒）の伸縮時には、顔や身体から離して使用する」旨の取り扱い上の注意の表示が義務付けられています。

消費者へのアンケート調査

- ・約3割の人はジャンプ式折りたたみ傘を使用中にけがをしたり危険を感じたりしたことがありました
- ・取扱説明書及び注意表示で禁止している方法で手元を収納することがある人が約5割いました
- ・手元を収納する力について、5割超の人が重い・やや重いと感じていました
- ・使用前に取扱説明書や注意表示を確認している人は2割に満たない程度でした

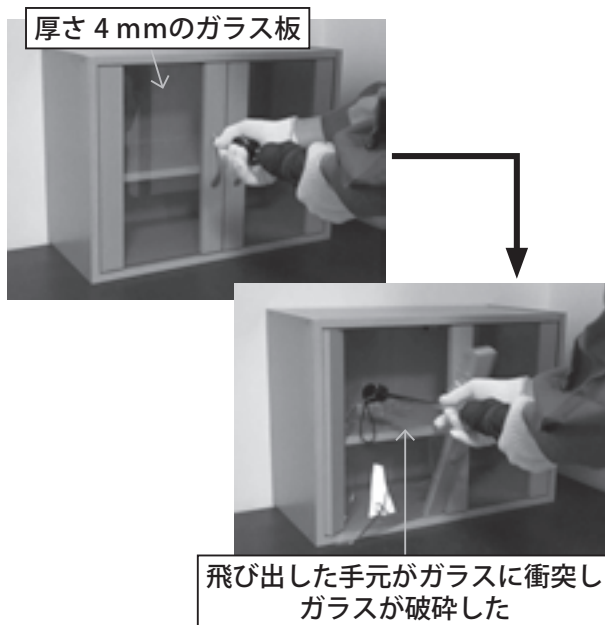
ジャンプ式折りたたみ傘を使用中に起きた事故の例（危険な収納方法の例です。絶対にまねしないでください）



テスト結果

- 手元を収納する力
手元を収納する力は最大で36～77N（4～8kgf）と大きく、また継続的に力を加える必要があるため、力の弱い方は収納しづらい可能性がありました。
- 飛び出した手元が衝突したときの衝撃力
飛び出した手元が衝突したときの衝撃力は604～1,562N（62～159kgf）と大きく、顔や

身体に衝突した場合、重篤なけがにつながる可能性があり、参考として厚さ約4mmのガラス板に飛び出した手元を衝突させたところ、ガラス板が破碎しました。



- 表示の調査
すべての銘柄で手元の収納方法に関する表示が確認されました。

消費者へのアドバイス

- ・ジャンプ式折りたたみ傘は内部に強力なバネが入っているため、使用方法を誤れば重篤な事故につながる危険性があります。使用する際は取扱説明書をよく読み、十分に注意しましょう。
- ・ジャンプ式折りたたみ傘の中には飛び出し防止機能が備わった商品もあります。飛び出し防止機能が備わった商品を選択するようにしましょう。

事業者・業界への要望

- ・ジャンプ式折りたたみ傘の危険性や正しい使用方法について、消費者への更なる啓発を要望します。
- ・より安全に配慮した商品の普及を要望します。

※詳細は国民生活センターのホームページを参照してください。

プロが査定したのに… 車の買取額の減額に納得がいかない

問 車を買って取ってもらおうと思い、インターネットで事業者に査定の申し込みをした。翌日、事業者が来訪し、内装や外回り、エンジンやボンネットの中を調べて査定した結果、買取額は70万円になった。「再査定はせず、これが確定額だ」と言われ、6日後に車を引き渡した。ところが、代金が振り込まれる前日になって「他の業者に見せたところ、修復歴が見つかった。契約書に『修復歴があると分かった場合、解約する』という条項があるので解約する。しかし、60万円であれば買取ってもよい」と言われた。事業者はプロとして査定をした上で金額を確定したのだから、減額には納得がいかない。当初の金額で買い取ってほしい。

(20代 男性)



申し込んだ覚えのない宝くじに 当せん?! 無視をしても大丈夫?

問 海外から封書が届いた。開封すると「賞金獲得のチャンス。一等当せんの権利を獲得する条件は誰にも口外しないこと。賞金獲得の手続き費用として、気持ちばかりの寄付を5千円お願いします」などと書かれた書面が入っていた。宝くじには申し込みをしておらず不審なので、このまま無視してもよいか。

(50代 女性)

消費生活相談

答 当センターから事業者に連絡し、修復歴がある場合、プロである事業者が査定の際に相当の注意を払えば確認できるはずで、見落としたのは事業者側の責任ではないか、また、修復歴が引き渡し前のものであることを立証できるのかと交渉しました。併せて、修復歴が判明したときは解約できるという条項についても、消費者側に責任がない場合は一方的ではないかと伝えて交渉を重ねました。

事業者からは「第三者機関の調査で、1年以内の修復歴だが明確な時期は回答できないと言われた。当社が査定時に見落としていたことと契約内容の説明が不十分だった」との理由で、今回は契約どおり70万円で買い取るという回答がありました。後日、全額入金されたことを確認し、終了しました。

買取業者から「今なら高く買い取る」などと言われても、複数の事業者に査定を依頼するなど慎重に検討することが必要です。トラブルに遭ったら最寄りの消費生活相談窓口へ。

答 申し込みをしていない宝くじや懸賞に当せんすることや当せんの候補者になることはありません。日本国内で海外宝くじを購入することは、違法になる可能性もあるので、絶対に申し込みやお金の支払いをせず無視をするよう伝えました。

また、最近では宝くじの協会の関係者を名乗り、海外宝くじに当せんしたというSMS（ショートメッセージサービス）が届いたり、電子マネーで支払いを求める事例もあります。同様に無視をしてかかわらないようにしましょう。

協会名

北海道立消費生活センター
相談専用電話

一人で悩むより…
☎ 050-7505-0999

「消費生活相談」の記事は道立消費生活センターの提供によります。本紙の記事を転載する場合は総務・組織連携グループまでご連絡ください。